

犯罪から子どもを守るための対策について

犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議

○最近における児童を被害者とする事件の発生にかんがみ、登下校時の児童の安全確保のための取組など犯罪から子どもを守るための対策が円滑に行われるよう、関係省庁にて総合的な対策を検討。

12月20日に別添「犯罪から子どもを守るための対策」をとりまとめ、同日、犯罪対策閣僚会議に報告したところ。

局長級会議

第1回:12月 5日 各省の取組について

第2回:12月13日 今後の対応について

第3回:12月20日 とりまとめ

第4回:12月21日 生活塾について

課長級会議

第1回:12月 5日 各省の取組について

第2回:12月 9日 今後の対応について

第3回:12月12日 今後の対応について

第4回:12月16日 取りまとめ案について

「犯罪から子どもを守るための対策」の概要

登下校時の安全確保等のための対策

緊急対策6項目

○ 全通学路の緊急安全点検

全ての小学校区において、学校、保護者・児童、警察、自治体等の関係者により、平成18年3月までに、全学校区・全通学路の安全点検を要請し、安全マップ作成や地域における対策に活用。

○ 全ての学校における防犯教室の緊急開催

全ての学校の全児童生徒が、平成18年3月までに、学校と警察との連携等による実践的な「防犯教室」を受講できるよう、開催を要請。

○ 全ての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ

全ての地域において、警察が学校、保護者、地域住民等と連携し、不審者情報が潜在化することがないように共有化のためのネットワークを平成18年3月までに構築。

○ 学校安全ボランティア(スクールガード)の充実

全ての小学校区において、平成18年3月までに、地域社会全体で通学路の安全を含む学校安全体制が整備されるよう、学校安全ボランティアへの参加を広く呼びかけ。

○ 路線バスを活用した通学時の安全確保

全国で地域の路線バスをスクールバスとして活用する方策を早急に検討し、対応が整った地域から順次導入できるよう環境整備を図る。

○ 国民に対する協力の呼びかけ

家庭、学校、民間団体等全ての関係者の地域における防犯意識を高め、子どもの安全確保の取組への積極的な参加を促す。

重点的に推進する項目

1 学校における対策

(1) 学校の安全管理対策

登下校時の安全確保に関する先進的な実践事例の提供

(2) 防犯教育の推進

危険を予測・回避する能力を身につけさせる防犯教育や実践的な防犯教室の推進

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備

子ども緊急通報装置等の整備、防犯まちづくりの推進

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

スクールガードの養成やスクールガードリーダーの全国展開、「地域安全安心ステーション」モデル事業の拡充、退職警察官等によるスクールサポーター制度の活用、情報の効果的な共有システムの構築等

(3) 情報通信技術の活用

電子タグ、ユビキタスセンサーネットワーク技術の活用等

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化

子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等

(2) 再犯防止等

再犯防止対策、出所情報の共有

犯罪から子どもを守る

ための総合対策

1 学校における対策

(1) 学校の安全対策の充実

危機管理マニュアルの活用、学校の安全管理の取組状況(防犯カメラの設置やさすまたの配備等)に関する実態の把握と結果の周知

(2) 防犯教育の推進(前掲)

(3) 学校施設の安全

学校施設整備指針の活用、学校施設の整備に係る経費の補助等

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備

(前掲のほか) 防犯に配慮したむらづくり、少子高齢化等に対応した商業施設整備

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

(前掲のほか) 学習塾における児童生徒の安全の確保、防犯意識を高めるための教育・啓発活動、子どもの活動拠点(居場所)の確保、児童館・放課後児童クラブにおける子どもの安全確保、家庭教育における防犯教育、インターネット上の違法・有害情報対策等

(3) 情報通信技術の活用

地域安心安全情報ネットワークの構築、モバイルフィルタリング技術の研究開発

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化

(前掲のほか) 地方警察官の増員、外国人の入国管理の適正化、出会い系サイトに係る児童の性犯罪被害の防止

(2) 再犯防止等

(前掲のほか) 電気通信サービスの不適正利用に関する調査研究

「犯罪から子どもを守るための対策」

平成17年12月20日

犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議

目次

第一章 登下校時の安全確保等のための対策

第1節 緊急対策6項目	p.4
○ 全通学路の緊急点検	
○ 全ての学校における防犯教室の緊急開催	
○ 全ての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ	
○ 学校安全ボランティアの充実	
○ 路線バスを活用した通学時の安全確保	
○ 国民に対する協力の呼びかけ	

第2節 重点的に推進する事項

1 学校における対策

(1) 学校の安全管理対策	p.5
○ 登下校時の安全確保に関する先進的な実践事例の提供	
(2) 防犯教育の推進	p.5
○ 防犯教育の推進	
○ 防犯教室の推進	
○ 防犯教育のための教員の資質向上	

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備	p.5
○ 子ども緊急通報装置等の整備	
○ 防犯まちづくりの推進	
(2) 子どもを守るための諸活動の充実	p.6
○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進	
○ 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援	
○ 「子ども110番の家」に対する支援	
○ 学校警察連絡協議会等の活用促進	
○ スクールサポーター制度の活用	
○ 子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムの構築	

(3) 情報通信技術の活用	p.7
---------------	-----

- 電子タグ、ユビキタスセンサーネットワーク技術を活かした子どもの安全確保
- ユビキタス子ども見守りシステムの構築手法の普及

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化 p. 7

- 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等

(2) 再犯防止等 p. 7

- 再犯防止対策
- 出所情報の共有

第3節 既に措置した事項

1 内閣府における最近の対応 p. 8

2 警察庁における最近の対応 p. 8

3 文部科学省における最近の対応 p. 8

4 厚生労働省における最近の対応 p. 9

第二章 犯罪から子どもを守るための総合対策

第1節 重点的に推進する事項

1 学校における対策

(1) 学校の安全対策の充実 p. 10

- 危機管理マニュアルの活用
- 学校の安全管理の取組状況に関する実態の把握と結果の周知

(2) 防犯教育の充実 p. 10

- 防犯教育の推進（再掲）

(3) 学校施設の安全 p. 10

- 学校施設の整備指針の整備
- 学校施設の整備に係る経費の補助
- 学校施設の防犯対策

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備 p. 11

- 子ども緊急通報装置等の整備（再掲）
- 防犯まちづくりの推進（再掲）
- 農山漁村において照明施設の整備等防犯に配慮したむらづくりを推進

- 少子高齢化等に対応した商業施設整備

(2) 子どもを守るための諸活動の充実…………… p. 12

- 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進（再掲）
- 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援（再掲）
- 「子ども110番の家」に対する支援（再掲）
- 学校警察連絡協議会等の活用促進（再掲）
- スクールサポーター制度の活用（再掲）
- 地域における防犯意識を高めるための教育・啓発活動の推進
- 安全で安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保
- 子どもたちの下校時間までの待機スペースの設置
- 地域で子どもを見守る全国ネットワークシステムの構築
- 児童館・放課後児童クラブにおける子どもの安全確保
- 学習塾における児童生徒の安全の確保
- コンビニエンスストアのセーフティステーション化
- 家庭教育における防犯教育の充実
- 青少年の健全育成環境の整備
- インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置等の検討
- インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインの策定
- 女性・子どもを守る施策実施要綱に基づく対策の推進

(3) 情報通信技術の活用…………… p. 15

- 地域安心安全情報ネットワークの構築
- モバイルフィルタリング技術の研究開発

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化…………… p. 15

- 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等（再掲）
- 地方警察官の増員
- いわゆる出会い系サイトに係る児童の性犯罪被害等の防止
- インターネット上の違法・有害情報対策
- 外国人の入国管理の適正化

(2) 再犯防止等…………… p. 16

- 再犯防止対策（再掲）
- 出所情報の共有（再掲）
- 電気通信サービスの不適正利用に関する調査研究

第2節 既に措置した事項

1 経済産業省における最近の対応…………… p. 16

第一章 登下校時の安全確保等のための対策

第1節 緊急対策6項目

○ 全通学路の緊急安全点検

全ての小学校区において、学校、保護者・児童、警察、自治体等の関係者により、平成18年3月までに、全学校区・全通学路の安全点検を行うよう要請する。点検の結果については、警察やボランティアのパトロールに直ちに反映させるほか、子どもが実感を持って危険箇所を認識することができるよう、全国の全ての小学校で通学安全マップを作成するなど子どもへの防犯教育への活用や地域における対策につなげることを要請する。

○ 全ての学校における防犯教室の緊急開催

全ての学校の全児童生徒が、平成18年3月までに、学校と警察との連携等による実践的な「防犯教室」を受講できるよう、開催を要請する。

また、防犯教室用の小学校低学年向けのリーフレットを作成・配布するなどの支援を行うとともに、その開催を支援するために、教師等が活用できる防犯教室等事例集の作成・配布を行う。

○ 全ての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ

全ての地域において、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等、子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者情報について、警察が中心となり、学校、教育委員会、保護者、児童、地域住民等と連携し、情報が潜在化することがないように共有化のためのネットワークを平成18年3月までに構築する。

○ 学校安全ボランティアの充実

全ての小学校区において、平成18年3月までに、地域社会全体で通学路の安全を含む学校安全体制が整備されるよう、学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）への参加を広く呼びかける。また、各学校を巡回し、学校安全ボランティアの指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導・評価等を推進し、全国展開を図る。

○ 路線バスを活用した通学時の安全確保

全国で地域の路線バスを登校時又は下校時にスクールバスとして活用する方策を早急に検討し、対応が整った地域から順次導入できるよう、必要な支援措置を含め、環境整備を図る。

○ 国民に対する協力の呼びかけ

家庭、学校、民間団体等全ての関係者の地域における防犯意識を高め、子どもの安全確保の取組への積極的な参加を促すため、テレビ、新聞などの各種媒体を使った政府広報を行う。また、青少年に関わる各種団体・関係者等が地域の取組に積極的に参加するよう、協力を要請する。

第2節 重点的に推進する事項

1 学校における対策

(1) 学校の安全管理対策

○ 登下校時の安全確保に関する先進的な実践事例の提供

現在、学校や地域において、登下校時の児童生徒の安全確保のため、電子タグの活用やスクールバスの利用など様々な手段が講じられているが、学校や地域社会が、具体的な安全確保対策を立案し、実行に移すにあたり、参考となる情報が求められているため、登下校時の安全確保に関する事例集を平成18年1月目途で各学校に配布する。

(2) 防犯教育の推進

○ 防犯教育の推進

幼児児童生徒に対し危険を予測し、回避する能力を身につけさせるように、実践的な安全教育を進めるため、学校における安全教育の資料として教師用の安全教育の参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を平成13年11月に作成し、配布を行ってきたところであり、その中でも、①通学路の要注意箇所のマップの作成・周知、②地域の関係機関等の連携、③「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所の周知、④登下校時の緊急の際の対処法の指導など、通学路による登下校の徹底や通学路の要注意箇所の把握について言及しているところである。

また、平成17年11月、12月に発出した通知等においても、登下校時における安全確保について、①通学安全マップの作成等を通じた指導、②防犯教室等の活用、③万一の場合に対応するための指導について言及しているところであり、教員研修、研究協議会等においてその趣旨の周知徹底を図る。

○ 防犯教室の推進

防犯や応急手当等についての訓練等を実施する防犯教室の開催を推進するため、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施を推進する。

○ 防犯教育のための教員の資質向上

登下校時の安全確保を図るためには、研修等の機会を通じて、教員の資質向上を図る必要があるため、平成18年度には、学校安全推進フォーラム等において登下校時の安全確保をテーマにし、教員の資質向上を図る。

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備

○ 子ども緊急通報装置等の整備

通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができる街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）や子ども緊急通報装置の整備を促進する。子ども緊急通報装置については、平成

14年度に「子どもを守る緊急支援対策事業」として47地区に329基、16年度には補助事業として6地区39基整備しており、現在までに運用を開始している。

○ 防犯まちづくりの推進

通学路等の地域の防犯性の向上を図るため、公共施設等の整備・管理にあたり、見通しの良い植栽・柵の設置、夜間の暗がり解消に資する照明施設の整備、及び危険が予想される場所での防犯カメラの設置等について、市街地整備の一環として促進し、地域特性に応じた防犯まちづくりを進める。

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進

学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など実践的な事例等を学ぶことができる「スクールガード養成講習会」を推進するとともに、各学校を巡回し、学校安全ボランティア（スクールガード）の指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導等を推進し、全国展開を図る。

また、地域社会全体で子どもたちの安全について取り組むモデル地域を指定し、その取組を支援する。

○ 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援

・公民館等の活動拠点を中心としたボランティアによる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を拡充することとし、実施地区を追加指定するとともに、通学路警戒活動に役立つ物品を追加して無償貸与する。

・自主防災組織等の地域の各種コミュニティが中心となり、関係団体等と連携を図り、地域の公民館等を防災・防犯活動の拠点（地域安心安全ステーション）とし、地域住民による防災・防犯パトロールや防災訓練などを行うことにより地域の安心安全を確保するための地域安心安全ステーション整備モデル事業を、消防庁と警察庁が連携して行う。

○ 「子ども110番の家」に対する支援

通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」の活動について、保護の要領や警察への通報等に関するマニュアルの作成・配布、講習会の実施等に努める。

○ 学校警察連絡協議会等の活用促進

警察と学校等の間において、児童等の安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議を行う学校警察連絡協議会（平成17年3月現在2,703組織）等の活用の促進を図る。

○ スクールサポーター制度の活用

少年の非行防止・立直り支援や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等を行うスクールサポーター（非常勤職員）と

して、退職警察官その他専門知識を有する人材を警察署へ配置する制度の導入を促進する。平成17年4月現在、9都府県警察において予算措置している。

○ 子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムの構築

安全で安心できる学校を確立するため、IT（携帯電話やパソコン等）を活用し、モデル地域において不審者情報をはじめとする子どもの安全に関する情報を地域で効果的に共有するシステムに係る取組を行うための調査研究を、平成18年度から推進する。

(3) 情報通信技術の活用

○ 電子タグ、ユビキタスセンサーネットワーク技術を活かした子どもの安全確保

電子タグとネットワークとの融合技術等ネットワークの高度化技術や、ユビキタスセンサー関連技術（複数のセンサー間での自律的な周囲環境等の情報の認識・流通を実現することで状況へのリアルタイムな対応を可能とする技術）等の研究開発を行い、技術の早期実用化を図るとともに、これらの成果を活かした“子どもの安全確保”のための実証実験を行う。

○ ユビキタス子ども見守りシステムの構築手法の普及

電子タグの高度利活用技術やユビキタスセンサーネットワーク技術を活かした“子どもの安全確保のための見守りシステム”の実証実験の結果等を基に、通学路の状況等、様々な周辺環境に適したシステムの構築手法を検討し、その普及を図る。

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化

○ 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等

子どもが被害者となる犯罪を迅速に検挙するとともに、子どもに対する声かけ事案等、略取誘拐や性犯罪等の重大犯罪の前兆事案とみられるものについては、行為者に対する指導警告等を行う。

(2) 再犯防止等

○ 再犯防止対策

受刑者及び保護観察中の者を対象とする「性犯罪者処遇プログラム」を平成17年度中に策定し、速やかに実施に移すとともに、再犯防止の観点から、仮釈放審理の充実や保護観察の充実強化を図る。

○ 出所情報の共有

子どもを対象とする暴力的性犯罪の受刑者については平成17年6月から、法務省と警察庁との間で出所情報を共有し、警察において出所者による再犯防止に向けた措置等を取るようにしたところであるが、引き続きこれを推進し、その効果を検証するとともに、性犯罪を抑止するための方策について、関係省庁が連携して検討する。